

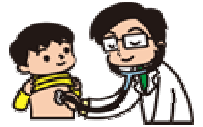
平成24年6月から

相楽休日応急診療所（内科・小児科）を開設します！



相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の5市町村で構成）では、平成24年6月から社団法人相楽医師会、社団法人京都府薬剤師会相楽支部の協力を得て、相楽会館内1階に「相楽休日応急診療所」を開設します。

この診療所は、日曜日や祝祭日などの休日に比較的軽症な方を対象とした応急的な診療をする初期（一次）救急を目的として設置するものです。



名称	相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所
診療科目	内科・小児科
診察	相楽医師会に所属する医師が輪番制で出務し、診察を行います。
診療日	日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月31日～1月3日）
診療時間	午前9時から午後1時
受付時間	午前8時30分から午後12時30分
所在地	相楽会館（木津川市木津上戸15）

6月の診療科目は次のとおりです。（急に変更になる場合があります。）

月日	診療科目
6月3日（日）	内科
6月10日（日）	内科、小児科
6月17日（日）	内科
6月24日（日）	内科、小児科

症状によっては診察できない場合や二次救急病院（公立山城病院）に後送する場合があります。

受診前には電話で予めお問い合わせください。

診療所直通電話番号（0774）73-9988（6月3日から）

JR木津駅東出口から徒歩5分
お車で来所の方には駐車場があります。

【問い合わせ先】
相楽郡広域事務組合事務局
TEL（0774）72-0421

